

理由書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、越谷都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 越谷都市計画区域の位置等

越谷都市計画区域は、都心から約 30km 圏、埼玉県南東部に位置しています。
また、越谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、越谷市、吉川市及び松伏町の行政区域の全域です。

【3・3・3号 浦和野田線】

本路線は、越谷市神明町二丁目を起点とし、松伏町大字金杉字天神に至る約 8,280m、幅員 25m の幹線街路です。

II. 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」（令和 2 年 7 月）を定めました。

同指針に基づき、未整備・事業中区間を有する都市計画道路の必要性や構造の適正さの検証を行った結果、3・3・3 号浦和野田線については、一部区間の線形を変更することとしました。

III. 変更の理由

一級河川元荒川と重複する区間において、現在の河川整備計画を踏まえ、河川環境の保全及び、周辺道路へのアクセス性に配慮した道路整備計画を再検討した結果、一部区間の線形を変更するものです。

併せて、車線数を定めるものです。

IV. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・3号 浦和野田線	約 8,290m (約 8,280m)	4 車線 (-)	25m	・延長の変更 ・一部区間の線形変更 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

V. 関連する都市計画

本道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①道路（越谷市決定）

②用途地域（越谷市決定）